

## 解 説

本巻は、茨城大学附属図書館（以下図書館と略記）から『茨城大学附属図書館郷土資料双書』として一九九一年（一九九九年）に刊行された、『水戸下市御用留』（一）～（八）の、件名目録である。

『水戸下市御用留』とは、図書館に所蔵されている『水戸御用留』の内、七軒町の有力町人であった佐藤家で作成された御用留を活字化したものである。

### 一 『水戸御用留』と『水戸下市御用留』

『水戸御用留』とは、延宝五（一六七七）年から文久三年（一八六三）の、水戸藩領内外の町・村に関する触留や御用留を中心とする、記録史料群の総称である（後掲の【表1】参照）。

同史料群は、堅帳三九冊から構成されている。個々の史料の作成者や機能が、本来異なるものが混在しているが、全て同じ表装を施され、『水戸御用留』とのタイトルが付され、一見一連の史料群として錯覚するような体裁になっている。個々の史料に「御用留」との表題が付されていることが原因で、一冊ごとの記録内容を吟味しないまま、後世（図書館に移管される時期とそう遠くない時期）になって表装しなおされたような形跡がある。

『水戸御用留』の表紙裏等には、図書館に移管される以前に、いくつかの所蔵機関を経たことを示す蔵書印などがみられ、その間にこのような体裁にしたてられたものと考えられる。

【表1】からわかるように、『水戸御用留』は、記録史料の発生母胎からみて大きく二つの種類に分類される。一つは、旧水戸下市の町名主や町年寄を勤めた七軒町の名家である佐藤家に伝來したはずのもの、もう一つは、水戸藩領外の村方に伝來したはずの御用留である。

図書館の郷土史料双書では、このうち前者のものを『水戸下市御用留』として、継続的に刊行してきた。つまり、『水戸御用留』とは史料群の原題であり、『水戸下市御用留』とは、『水戸御用留』の内、佐藤家文書の刊行タイトルである。

このように、本来は全く別の機能をもつた幾系統かの御用留が、あたかも一連のものとしての体裁で、通し番号を与えられ、『水戸御用留』として図書館へ移管された。【表1】の「原本番号」とは、この通し番号のことである。移管後、当時の人文学部教授であった河内八郎氏とその指導学生らによって、佐藤家文書の部分の解説作業が進められ、原本を編年に整理し直して、『水戸下市御用留』として刊行されるに至った。刊行に際して並べ替えられた原本に与えられた番号が、【表1】の「簿冊番号」である。

## 二 『水戸御用留』の佐藤家文書について

### (一) 現用記録と非現用記録

『水戸御用留』中の佐藤家文書の御用留（以下『御用留』と略記）は、現存する水戸城下の町方史料の中でも白眉であり、多くの先行研究の基となってきた<sup>(2)</sup>。しかし、その全容や、記録史料としての性格については充分に論じられてきたとは言い難い。ここでは、後掲の【表1】を参考にしながら、その点を若干紹介したい。

なお、佐藤家については『水戸下市御用留（八）』の「史料解説」に、簡単に述べられているので、参照していただきたい<sup>(3)</sup>。

【表1】との関係で佐藤家について押さえておきたいことは、①近世後期の佐藤家当主は「五衛門（五右衛門）」と名乗っていること、②寛政七年（一七九五）に七軒町の町名主、文政六年（一八一三）に町年寄見習（七年後に同本役）に就任したこと、③文化三年（一八〇六）に問屋役に就任したこと、である<sup>(4)</sup>。

このような佐藤家（五衛門）の社会的立場の上昇（拡大）に伴い、それぞれの役務に応じて作成された記録が『御用留』に含まれているのである。

すなわち『御用留』は、同家が七軒町の町名主（ちょうどぬし）または町年寄（まちとしより）を勤めた時に作成した御用留と、問屋役を勤めた時に作成した御用留から構成されている。

しかし、これらの役と記録作成の目的が、必ずしも即応していないよう見える。

例えば、原本番号1・2・6・8・10は明らかに問屋役遂行のため（以下『問屋留』と略記）、裏表紙に「御町年寄」として記述のある原本番号22・23など（以下『年寄留』と略記）も同様に町年寄役に関係して作成されたとの推測が可能である。

しかし、裏表紙に「問屋佐藤五衛門」（以下『帳面甲』と略記）または「佐藤五衛門」（以下『帳面乙』と略記）とある帳面も存在する。

〔帳面甲〕は、作成時期が五衛門の問屋役就任期と重なるが、内容や記述形式・筆跡などは、『問屋留』よりも、むしろ『年寄留』に非常に近い。触文や廻文・用状の写し方や、五衛門自身が受けた藩役人からの口達が即時的に写されていることなどから、表紙に記された記録作成時期とほぼ同時期に作成される可能性が高い。つまり、五衛門は問屋役を勤める傍ら、既に町年寄並に町政運営に携わっていたと言え、その時作成されたものが、〔帳面甲〕であると考えられる。

〔帳面乙〕を【表1】より検討すれば、その多くが写しであることに気づく。その中には、前出の『問屋留』も含まれている。『水戸下市御用留（八）』の解説にあるように、『問屋留』は先例集としての性格を持つ。『問屋留』以外の〔帳面乙〕の記載を見ると、『年寄留』に比べて、細かい情報が記されていないことに気づく。ここでいう細かい情報とは、例えば与力や同心が触を伝達した相手や方法の具体的な様相や、それに対する町役

人の意見や感想、対処方法などについてのことである。

また、町年寄へ口頭で伝えられた、町名主らの届け出や願い出などの情報も、『年寄留』と比べれば少ない。最も大きな差は、毎年作成される「指銭帳」（町入用帳）の写しが、〔帳面乙〕にはほとんどないことである。つまり、五衛門以外の人間が作成した御用留の類いを、後日五衛門が写したもののが〔帳面乙〕であり、『問屋留』を含めて、御用留類の記録が佐藤家で整理されていたと考えられる。

以上のことを整理すれば、『御用留』は五衛門が問屋や町年寄を勤める傍ら作成された（裏表紙書に問屋または町年寄の役職名が記載されている）現用記録としての性格が強いものと、他の記録を整理しながら写した（裏表紙に役職記載がないものが中心）非現用または控えの性格が強いものの二系統に大別され、それぞれの系統の中で、各役職や目的に応じて書き分けられているといえるであろう。

なお、『御用留』を巡る記録管理の実体は、内容を詳細に検討できていない今、詳しく述べることが出来ない。【表1】には、表紙などに墨書きされている情報を努めて掲載したが、それぞれ銘記された時期や記入者について充分検討できていないのが実状である。唯一、五衛門自身によって記された整理歴は、原本番号29などに見られる「延〇〇番」だけである。例えば、『年寄留』の中に、「延百四拾七終」（水戸下市御用留（七））五一ページ上段）などと記されている。

また、御用留の有無を確認し、無い場合は上市を含む他の町

年寄から借用して写す（『水戸下市御用留（四）』一四三ページ上段、他）など、与力・町年寄・町名主などの間で頻繁に記録の遣り取りや問い合わせを行っている。五衛門が町年寄を勤めながら、どのように記録の整理をしていたのかは、先の「延」の番号の意味などを併せて、今後の検討課題としたい。

### (1) 特徴的な記録

次に、『御用留』の中に記載されている事項で、特筆されるものを簡単に紹介したい。

#### ①公儀触

幕府からの通達で、特に老中から発給された触の多くが記載されている。特に、老中—坊主—御城付のルートは必ず記されている。特に坊主の名前が、近世中期以降発給された個々の触と対応して、連綿と記されている点は、公儀の触の取り次ぎや儀礼等を考える上で大変貴重であると思われる。

『年寄留』には、更に水戸藩領内に通達される経路と、触が認められた料紙の種類や形式なども記されていることがあり、大変興味深い。

#### ②町奉行所との連絡（下達・上申）

延宝期から天保期までの一世紀半にわたって、町奉行所、特に与力レベルからの通達が連綿と記されている。「郡庁令達」な

どの水戸藩の法令集と突き合わせれば、藩組織のどのレベルから・何の目的で・どのように通達されたかが確認できる。<sup>(註)</sup>与力や

同心の行政能力を測るには、好都合の素材であろう。

ある。

また、そこには法令の内容だけでなく、それを城下に伝えた与力や同心の名前、また彼らの人事記録が克明に記されている点が注目される。

『年寄留』には、与力や同心だけでなく、諸祭礼・人別などの藩役人から町年寄や町名主へ、城下支配に関する先規・現状についての問い合わせと、それに対する町役人の対処も詳細に記されている。

奉行所への上申は、町年寄からの上申がほとんどで、町年寄支配下の町から出された願書や届け出は、あまり記されていない。

### ③町政運営に関する記録

下市を中心に、町年寄としての役務に関する記録が中心である。現在、領主支配における町・村役人の位置づけについて再び盛んに議論されるようになってきた。水戸藩の研究では、村方を中心に論じられているが、町方の研究はまだ進められていない。そのための好材料がこの『御用留』である。

『年寄留』には町財政を知ることが出来る「指錢帳」や祭礼入用に関する記事がほぼ毎年写されていて、要人の通行・通棺の際の町役なども克明に記されている。時期は限られているとはいっても、ある程度統計的データを作成するにも役立つ内容で

以上、誠に簡単ではあるが、『水戸下市御用留』の件名目録刊行に際して、同史料群全体の簡単な解説を試みた。紙数の都合もあり多くを省かねばならなかつたにせよ、充分に述べることができなかつた。解説として足らない部分は、皆様のご叱責を乞い、今後の課題としてご寛容頂きたい。

本史料集が日本近世史研究の発展に寄与し、また広く地域の皆様にご活用いただけることを祈念し、擲筆する。

(山下堅太郎)

### 注

- (一) 現存する水戸城下の町方史料としては、佐藤家文書の他に、下市本町（四町目）で町年寄を勤めた加藤家の文書（茨城県立図書館所蔵松蘿館文庫）や、上市馬口勞町で同じく町年寄を勤めた大高家の文書（東京大学史料編纂所所蔵、写本は茨城大学附属図書館所蔵）などが挙げられる。為政者側の史料も併せれば下市側の史料は、非常に恵まれている。これらの史料に関して、またはそれらを用いた体系的な研究は、『水戸市史 中巻』（一～三）（水戸市史編さん委員会編・水戸市役所発行・一九六八／一九七六年）にまとめられている。
- (二) 佐藤家自体の詳細な調査は、未だ行われていない。『水戸下市御用留（八）』の「史料解説」では、十九世紀以降の

佐藤家についてのみ触れられ、あたかも新興町人の如き印象を受けるかもしれない。しかし、寛永初年の下市開

発に伴う上市より移住（通称「田町越」）町人の中に本三町目の佐藤家がみられる。田町越町人の多くが町年寄などの町政上の重要な役職を、近世後期までほぼ世襲して

いる実状から、確証が無いながらも、右の「両」佐藤家の間には強い関連性があるものと思われる。後考を期したい。

(三) 水戸城下町の町方支配と自治組織の概要是、前掲『水戸市史 中巻』(一) の第三章、問屋役については同右第四

章等を参照されたい。

(四) 前掲『水戸下市御用留(八)』の解説で、問屋役が町役人

の出世コースの中間点として評価したが、再考を要するであろう。佐藤家が田町越以来の由緒と格式を持つ家柄であったと仮定すれば(注(一) 参照)、『御用留』を作成した五衛門が、年齢や他の町年寄との関係などの事情によって、実力がありながら、一時的に町年寄役を勤められなかつたなどの経緯を想定できる。

(五) 故河内八郎氏は、図書館所蔵の他の村方史料を含め、水戸藩の法令を網羅的・体系的にまとめようとしたといふ(『水戸下市御用留(一)』解説参照)。

(六) 最近では、例えば、籠橋俊光「御用留に見る水戸藩大守・御山横目の御用」(『茨城県史研究』第七九号、一九七九年)などがある。

#### (付記)

本文作成にあたり、青木祐一・高村恵美の両氏からは多くのご教示を賜った。文末ながら記して謝意を表したい。